

令和 3年度

業務設計書（公示用）

業務名： 特定道路土工構造物点検及び補修検討業務

---

令和 3年 8月 単価適用

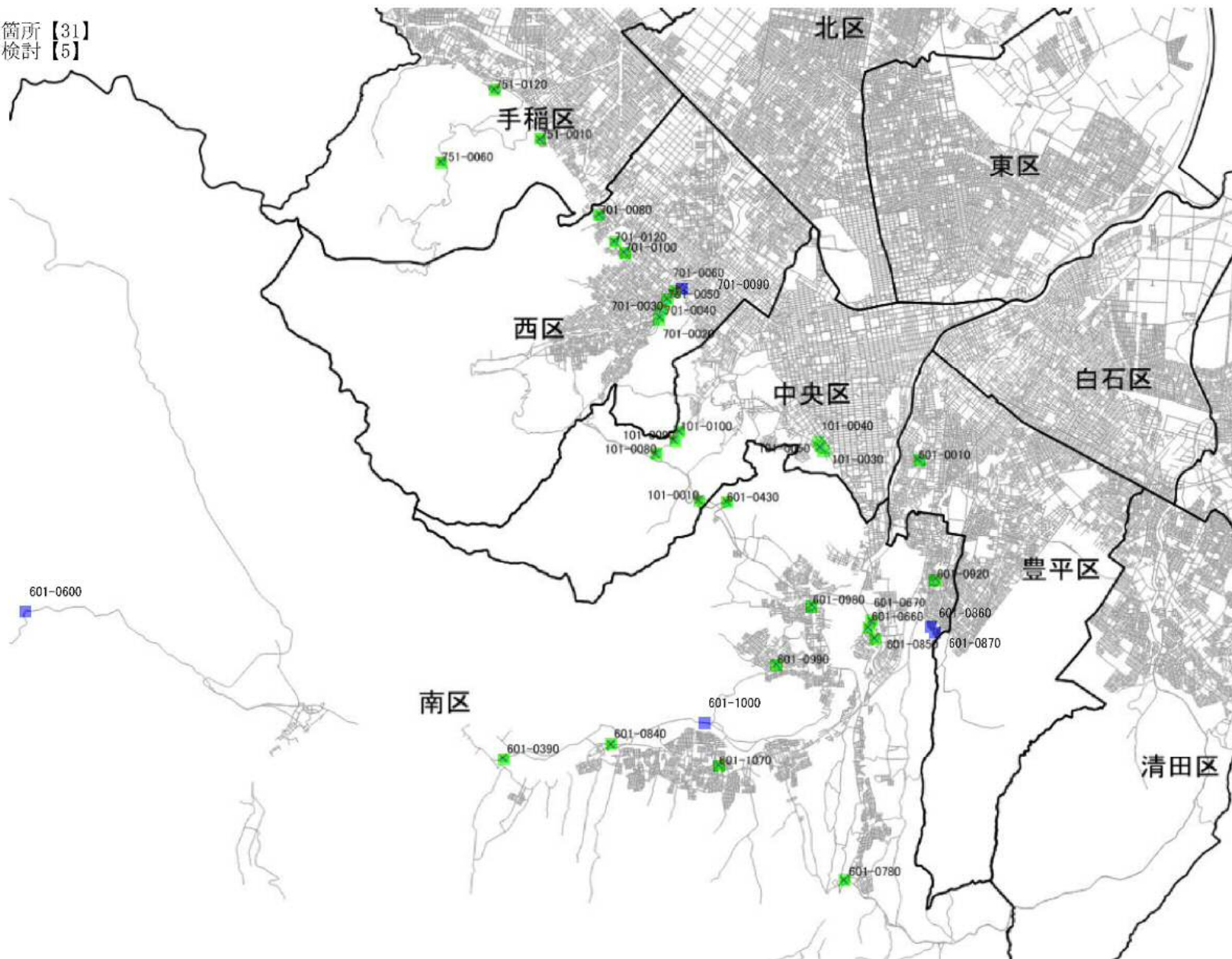
建設局 土木部 道路維持課 計画係

【令和3年度 業務対象箇所リスト】

No	区	管理番号	路線名	区間延長 (m)	最大法高 (m)	盛土切土別	所在地	緊急輸送道路	幹線道路	バス路線	代替路の有無	DID区間	土砂災害警戒区域(土石流)	グループ	コンクリート主体箇所	概略健全度判定	点検	補修検討
1	中央区	101-0010-0	主要道道西野真駒内清田線	205	9.6	盛土	中央区 盤溪493-3	-	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
2	中央区	101-0030-0	主要道道札幌環状線	170	12	盛土	中央区南17条西18丁目	二次	-	○	有	○	-	②	-	I	○	
3	中央区	101-0040-0	主要道道札幌環状線	126	12	盛土	中央区南17条西18丁目	二次	-	○	有	○	-	②	○	I	○	
4	中央区	101-0050-0	主要道道札幌環状線	144	15	切土	中央区南16条西19丁目	二次	-	○	有	○	-	②	-	I	○	
5	中央区	101-0080-0	盤溪円山線	208	15	切土	中央区盤溪	二次	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
6	中央区	101-0090-0	盤溪円山線	583	15	切土	中央区盤溪	二次	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
7	中央区	101-0100-0	盤溪円山線	574	13	切土	中央区宮の森2条17丁目	二次	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
8	厚別区	451-0060-0	里塚・上野幌連絡線	415	9	盛土	厚別区厚別町上野幌	-	○	-	有	-	-	②	-	I	○	
9	豊平区	501-0010-0	精進川沿東線	34	15	切土	豊平区平岸10月条10丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
10	南区	601-0390-0	豊滝砥山連絡線	300	16.5	盛土	南区小金湯575番	二次	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
11	南区	601-0430-0	主要道道西野真駒内清田線	124	20	切土	南区北の沢1961番5先	-	-	-	有	-	○	②	-	I	○	
12	南区	601-0600-0	主要道道京極定山溪線	120	25	切土	南区定山溪512林班	-	-	-	無	-	-	②	-	Ⅲ		○
13	南区	601-0660-0	柏ヶ丘線	75	8	盛土	南区真駒内緑町1丁目	-	-	○	有	○	-	②	-	I	○	
14	南区	601-0670-0	柏ヶ丘線	270	30	切土	南区真駒内柏ヶ丘1丁目	-	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
15	南区	601-0780-0	芸術の森2号線	133	40	切土	南区石山911(芸術の森3丁目)	-	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
16	南区	601-0840-0	簾舞小学校裏通線	350	8	盛土	南区簾舞430	二次	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
17	南区	601-0850-0	柏ヶ丘団地歩道1号線	80	33	盛土	南区柏丘2丁目	-	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
18	南区	601-0860-0	平岸澄川線	280.7	25	盛土	南区澄川5条13丁目	-	-	-	有	○	-	①	○	Ⅱ		○
19	南区	601-0870-0	石山西岡線	244.2	19	盛土	南区澄川5条13丁目	-	-	-	有	○	-	①	○	Ⅱ		○
20	南区	601-0920-0	澄川5条8丁目7号線	120	20	切土	南区澄川5条8丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
21	南区	601-0980-0	川沿3条3丁目6号線	70	15	盛土	南区川沿3条3丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
22	南区	601-0990-0	南沢2・3条2丁目3号線	144	10	盛土	南区南沢3条2丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
23	南区	601-1000-0	石山線	83	13	切土	南区白川1814	二次	-	-	有	-	-	③	-	Ⅲ		○
24	南区	601-1070-0	藤野川南線	90	12	盛土	南区藤野4条5丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
25	西区	701-0020-0	月山線	100	14	切土	西区小別沢	-	-	-	有	-	-	③	-	I	○	
26	西区	701-0030-0	月山線	90	55	切土	西区小別沢	-	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
27	西区	701-0040-0	月山線	100	25	切土	西区小別沢	-	-	-	有	-	-	③	-	I	○	
28	西区	701-0050-0	月山線	110	55	切土	西区小別沢	-	-	-	有	-	-	②	-	I	○	
29	西区	701-0060-0	月山線	90	30	切土	西区山の手7条8丁目	-	-	-	有	○	-	①	-	I	○	
30	西区	701-0080-0	宮の沢高台1号線	50	12.3	盛土	西区宮の沢4条5丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
31	西区	701-0090-0	主要市道南19条宮の沢線	71	15	切土	西区山の手7条8丁目	二次	○	○	有	○	-	②	-	Ⅲ		○
32	西区	701-0100-0	主要市道南19条宮の沢線	74	19	切土	西区西野	二次	○	○	有	○	-	②	-	I	○	
33	西区	701-0120-0	主要市道南19条宮の沢線	260	13	切土	西区西野	二次	○	○	有	-	-	②	○	I	○	
34	手稲区	751-0010-0	富丘円山線	57	15	切土	手稲区富丘6条4丁目	-	-	-	有	○	-	②	-	I	○	
35	手稲区	751-0060-0	手稲山麓線	586	23	切土	手稲区手稲本町	二次	-	○	有	-	-	②	-	I	○	
36	手稲区	751-0120-0	稲穂5条2・3丁目線	82	14.2	盛土	手稲区稲穂5条2丁目	-	-	-	有	○	○	②	-	I	○	

凡例

- R3点検箇所 【31】
- R3概略検討 【5】



( )	業務名	特定道路土工構造物点検及び補修検討業務
-----	-----	---------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

# 業務説明書

## 1. 概要

本業務は、札幌市が管理する特定道路土工構造物（「道路土工構造物技術基準」に規定された重要度1の道路土工構造物の内、長大切土又は高盛土）について、「道路土工構造物点検要領\_H30.6：国土交通省 道路局 国道・技術課」に基づく定期点検を行い、施設の安全性を確認すると共に施設補修に係る基礎データの収集を行う。

また、一部構造物については過年度の点検結果に基づき、健全性を改善する為の対策工検討・工法選定を行う。

【定期点検】：31施設

【対策工検討】：5施設

## 2. 場所

札幌市中央区盤溪493番3地先ほか

## 3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 4年 3月18日までとする。

## 4. 図面

無し

## 5. 仕様書

札幌市道路維持管理基本方針、道路土工構造物技術基準・同解説、道路土工構造物点検要領  
その他（社）日本道路協会発行の各種基準・示方書・指針・便覧等、札幌市土木設計業務共通仕様書  
その他関係資料及び特記仕様書によること。

## 6. 特記仕様書

別添のとおり。

# 特定道路土工構造物点検及び補修検討業務 特記仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する「特定道路土工構造物点検及び補修検討業務」（以下「本業務」）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか「11. その他関連資料」等に準拠し、またその他関係諸法規を遵守して行うものとする。

## 2. 目的

本業務は、札幌市が管理する道路施設のうち、特定道路土工構造物（「道路土工構造物技術基準」に規定された重要度 1 の道路土工構造物の内、長大切土又は高盛土）について、「道路土工構造物点検要領\_H30.6：国土交通省 道路局 国道・技術課」に基づく定期点検を行い、施設の安全性を確認すると共に施設補修に係る基礎データを収集すること。

## 3. 対象施設

別紙、一覧表による。

## 4. 主任技術者・照査技術者・診断員の資格要件

- (1) 本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。
- (2) 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。  
業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。  
なお、資格要件（I）で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件 (I)	技術士：建設部門－土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート 河川・砂防及び海岸・海洋 技術士：応用理学部門－地質 RCCM：土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート 河川・砂防及び海岸・海洋、地質 ※上記いずれかの資格保有者。
-------------	--

- (3) 診断員とは、定期点検における一連の行為である現地における近接目視、触診や打音による状態の把握並びに診断所見の提示、対策区分の判定及び健全性の診断を遂行する知識と技能を有し、これらを遂行し、また、記録の方法を計画し、かつその確認を行う者をいい、業務区分・施設分野を以下の通りとする。

業務区分	施設分野
点検・診断	道路土工構造物（土工）

また、診断員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。

なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

- 技術士〔建設部門（土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川・砂防及び海岸・海洋のいずれか）〕
- 技術士〔応用理学部門（地質）〕
- 国土交通省登録技術者資格

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通省が登録した資格のうち、上記「業務区分・施設分野」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格一覧（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

主任技術者は、契約図書に基づき業務に関する技術上の管理を行うものとする。また、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、業務主任の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

なお、照査技術者は主任技術者、診断員との兼務は不可とし、主任技術者、診断員はそれぞれの資格要件を満たす場合、兼務可能とする。

## 5. 業務項目及び内容

本業務の業務項目及び各項目の内容は、下表の通りとする。

作業区分	作業の範囲等
計画準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的や主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制(緊急時含)等の事項について整理した業務計画書を作成する。</li> <li>業務の実施に先立ち、対象構造物の関連資料の収集・整理及び現地踏査を行い、施設の立地環境や交通規制の要否等について確認する。</li> </ul>
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検は H30.6_道路土工構造物点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課)に準拠して行う。対象施設は31箇所とし、詳細は業務対象箇所リストに示す。</li> <li>現地で近接目視にて概略点検記録との照合を行い、新たな損傷や損傷進行有無を確認し、写真やスケッチで記録する。コンクリート構造物については、うき、空洞等の有無を確認することを目的として打音、触診調査を行う。</li> <li>定期点検結果により、H30 概略点検業務で設定した判定区分の妥当性を確認する。</li> </ul>
健全性診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の結果をもとに、対象構造物箇所毎の健全性診断を行う。</li> <li>健全性診断は「道路土工構造物点検要領」に準拠し、I～IVの判定に区分する。</li> </ul>
点検調書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路土工構造物点検要領に準拠して区域毎に点検調書を作成し、後続の実施設計を行う上で必要となる基礎資料となる様、点検結果を取りまとめる。</li> </ul>
照査	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記内容について照査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 現地状況、基礎情報の妥当性</li> <li>b) 一般図の適切性、支障物件等の施工条件</li> </ul> </li> </ul>

## 6. 打合せ

- 本業務における打合せは、初回・中間(5回)・最終の計7回とする。
- 打合せには、主任技術者が立ち会うこと。
- 業務の着手にあたっては、業務計画書を提出し、業務担当者の承諾を得ること。

## 7. 交通誘導警備員について

- 本業務対象施設の一部では、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に関わる点検業務を行うため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し)

- 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- 交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を施工体制台帳に添付すること。
- 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

([http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu\\_keibigyou/koutu\\_keibi.html](http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html))



## 8. 土地立ち入り等

- ・点検にあたり、点検技術者は、委託者が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- ・受託者は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・点検のため宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。
- ・点検上やむを得ず立木を伐採する必要等が生じた場合は、委託者と協議の上、実施するものとする。

## 9. 成果品

- ・以下の成果品を納品すること。

- (1) 報告書（A4版：業務概要書、業務報告書等） : 1部
- (2) 定期点検調書（A4版） : 1部
- (3) 電子データ（CD-R等） : 2部
- (4) その他、業務担当者が必要と認めたもの

## 10. その他

- (1) 本業務において点検及び調査を実施するにあたり、沿道住民及び道路利用者より苦情・意見等があったときは、受託者において丁寧かつ適切に対応するものとし、直ちに業務担当者に報告すること。
- (2) 本業務において、緊急の対策が必要とされる損傷（健全性IV相当）が発見された場合は、速やかに業務担当者に報告し、指示を得ること。
- (3) 点検・調査結果により、追加検討・調査等の必要性が生じた場合は、直ちに業務担当者と協議すること。追加検討・調査等については、先送りすることなく、本業務内で完了させなければならない。
- (4) 調査時間は、周辺環境及び交通量等を勘案し、原則昼間作業にて実施すること。周辺環境及び交通量等により調査時間が昼間以外になる場合は、業務担当者と協議のうえ、指示を得ること。また、使用する全車両について、一定時間停車する場合にはアイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷低減に努めるよう作業従事者に徹底させること。
- (5) 交通規制を行うにあたっては、交通管理者と協議実施のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また、保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行ない安全管理に努めること。
- (6) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (7) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議すること。

- (8) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う際には、  
【別紙】「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 11. その他関連資料

・本業務は、以下に示す技術基準を参考にすること。

- 1) 札幌市道路維持管理基本方針（令和3年4月改訂）  
（URL ; <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doroiiji/>）
- 2) 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月（社）日本道路協会）
- 3) 道路土工構造物点検要領（平成30年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- 4) その他（社）日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧等
- 5) 札幌市土木設計業務共通仕様書

## 【別紙】

### 「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。